

名古屋市分煙施設設置費用等助成事業事務取扱要領

第 1 名古屋市分煙施設設置費用等助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 29 条の規定に基づき、要綱において市長が別に定める若しくは市長が必要と認める事項及び要綱の実施に関し必要な事項を定める。

第 2 要綱第 3 条第 1 項に規定する助成は、当該助成の対象となる費用について、本市の他の助成金の交付を受ける者を除くものとする。

第 3 要綱第 3 条に規定する設置費用助成金の申請を行おうとする者は、名古屋市分煙施設設置費用助成金に係る事前相談書（第 1 号様式。以下「事前相談書」という。）を提出するものとする。

2 前項に規定する事前相談書が提出されたときは、市長は申請場所の現地調査を実施し、分煙施設の計画等について相互確認等を行うものとする。

3 第 1 項に規定する事前相談書は、名古屋市分煙施設設置費用等助成事業に係る予算が定められた毎年度当初から提出できるものとする。

第 4 設置費用助成金の申請を行おうとする者は、市長が毎年度、別に定める時期までに、名古屋市分煙施設設置費用助成金に係るエントリー票（第 2 号様式。以下「エントリー票」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項のエントリー票の提出があったときは、書類確認及び事前相談を踏まえ、分煙施設の設置場所において次の各号に掲げる項目を考慮し、エントリー票を提出した者（以下「エントリー票提出者」という。）について順位を定め、予算の範囲内で、順位の高い者から助成金の対象（以下「助成対象」という。）と決定し、名古屋市分煙施設設置費用助成対象通知書（第 3 号様式。以下「助成対象通知書」という。）によりエントリー票提出者に通知することとする。

(1) 本市の実施した受動喫煙実施把握調査結果における施設設置場所周辺の喫煙者数（施設の中心から半径 100メートル以内）

(2) 施設設置場所

(3) 施設の収容人数

第 5 市長は、前条第 2 項により助成対象とならなかったエントリー票提出者を助成対象の補欠とすることができる。補欠としたときは、補欠順位を付して

名古屋市分煙施設設置費用助成対象(補欠)通知書(第 4号様式)によりエントリー票提出者に通知する。

2 補欠の期間は、当該年度の末日までとする。

第 6 助成対象通知後の分煙施設設置場所等の変更は認めない。ただし、既に提出したエントリー票と同一の敷地内で、第 4条第 2項の順位の決定に影響がない場合を除く。

第 7 助成対象通知後、助成対象を辞退するときは、名古屋市分煙施設設置費用助成対象辞退届(第 5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の辞退は、助成対象の通知を受けた日から15日を経過した日までに行うものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成対象を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により助成対象となったことが判明したとき。

(2) 事前相談書またはエントリー票の記載内容その他助成対象決定の基礎となる重要な内容において、事実と異なることが判明したとき。

(3) 第 1項の助成対象辞退届が提出されたとき。

(4) その他助成対象とすることが適当でないと認められたとき。

4 市長は、前項の規定により助成対象の取消しをした場合、名古屋市分煙施設設置費用助成対象取消通知書(第 6号様式)により助成対象を辞退した者に通知する。

第 8 補欠を辞退するときは、名古屋市分煙施設設置費用助成対象(補欠)辞退届(第 7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補欠を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補欠となったことが判明したとき。

(2) 事前相談書またはエントリー票の記載内容その他補欠決定の基礎となる重要な内容において、事実と異なることが判明したとき。

(3) 前項の助成対象(補欠)辞退届が提出されたとき。

(4) その他補欠とすることが適当でないと認められたとき。

3 市長は、前項の規定により補欠の取消しをした場合、名古屋市分煙施設設置費用助成対象(補欠)取消通知書(第 8号様式)により補欠を辞退した者に通

知する。

第 9 市長は、第 7 条の規定による助成対象の辞退、取り消し、要綱第 13 条の規定による交付申請の取下げ等により助成対象が減少した場合は、補欠順位順に繰り上げ、助成対象とし、助成対象通知書によりエントリー票提出者に通知するものとする。

第 10 市長は、設置費用助成金交付決定者から要綱第 10 条に規定する設置実績報告を受けたときは、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 支払証拠書類の写しの支出内容が要綱第 5 条に規定された助成対象経費であること。
 - (2) 支払証拠書類の写しの日付が要綱第 3 条第 4 項に規定された期間内であること。
 - (3) 交付決定に際して市長が認めた助成事業の額に相当する支払証拠書類の写しが提出されていること。
 - (4) その他助成事業の執行が適切になされていること。
- 2 写しを提出した支払証拠書類の原本は、設置費用助成金交付決定者において 5 年間保存する。

第 11 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の要領（以下「旧要領」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要領による改正後の各要領（以下「新要領」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要領の施行の際現に旧要領の規定に基づいて作成されている用紙は、新要領の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要領は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5年 5月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6年 7月 1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7年 9月 3日から施行する。